

加古川市告示第 62 号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定に基づき、東播都市計画区域加古川市全域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物に係る制限を次のように定め、平成16年5月1日から施行する。

なお、その関係図書は、加古川市都市計画部開発建築指導局建築審査課において縦覧に供する。

平成16年3月4日

特 定 行 政 庁

加古川市長 樽 本 庄 一

記

	東播都市計画区域加古川市全域のうち用途地域の指定のない区域全域
法第52条第1項第6号の規定に基づく数値	10分の20
法第53条第1項第6号の規定に基づく数値	10分の6
法第56条第1項第1号による法別表3(に)欄5の項の規定に基づく数値	1.5
法第56条第1項第1号二の規定に基づく数値	1.25